

網 監 査 第 20 号

令和 5 年 1 月 20 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井戸達也様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 平賀 貴 幸

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 4 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和4年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

令和4年度 定期監査結果報告

1. 監査の対象

◎市長部局

- 企画総務部 企画調整課、情報政策課、総務防災課、財政課、税務課
- 市民環境部 市民活動推進課、生活環境課
- 健康福祉部 介護福祉課、子育て支援課
- 建設港湾部 都市整備課、都市管理課
- 庁舎整備推進室
- 新型コロナウイルスワクチン接種推進室

◎その他部局 議会事務局、選挙管理委員会事務局

2. 監査の期間

令和4年4月13日から令和4年12月26日まで

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康
網走市監査委員 平賀 貴 幸

4. 監査の対象年度等

令和3年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、令和2年度及び直近事務の一部も対象とした。

5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

指 導 事 項

1. 契約事務の適正な執行について

委託契約事務において 300 万円以上の契約案件に対し、予定価格調書、見積り合せ実施記録等が未作成であり、不適切な契約事務が行われている。適正な事務処理を行うこと。

【子育て支援課】

2. 補助金の適正な執行について

- ① 補助金の交付決定において、副市長決裁がなされず、交付決定を行っていた。
- ② 補助金の交付額の確定において、補助事業等実績報告書に記載の必要経費以上の額である、交付決定通知額と同額を交付確定額として通知しており、不適切な事務処理が認められた。

「市の補助金等交付規則」等を遵守し、適正な事務処理を行うこと。

【都市管理課】

検 討 事 項

1. 契約事務の適正な執行について

- (1) 委託契約において、契約内容にある納入期日後の日付で納入検査日として「適」とする検査調書を作成している事例が認められた。
契約内容を確認の上、適正な契約事務処理を行うこと。

【企画調整課】

- (2) 令和 3 年度の当初賦課業務の委託契約において、契約期間が令和 2 年度の日付となっていることが認められた。これにより相手側は履行の請求ができず適正な契約行為ではない。令和 3 年度以降の日付による適正な事務処理を行うこと。

【税務課】

2. 補助金の適正な執行について

補助金等交付事務において、実績報告書の所要経費と検査調書の所要経費に乖離があり不適切な事務処理が認められた。

「網走市の補助金等交付規則」等を遵守し、指導・事務処理すべきもの。

【市民活動推進課】

その他意見

上記指摘等事項とは別にその他監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 注意事項 | 4 件 |
| 2. 意見事項 | 1 件 |

8. 監査結果に関する意見

監査結果に記載のとおり、契約事務、補助金等交付事務等において改善を要する事例が見受けられた。

その要因として、関係法令や制度の認識不足、誤ったままの前例踏襲による事務処理や単純な事務処理誤り、チェック体制の不備などが考えられる。

特に契約に係る事務処理については、過去の監査においても指摘をしているにもかかわらず、事務の不備が散見される。

今回の監査結果等をあらためて認識したうえで、同様の指摘を繰り返さぬよう、適正な事務執行に努めるとともに、円滑で効率的な業務執行が図られることを望むものである。

網 監 査 第 23 号

令和 5 年 1 月 24 日

網走市長 水谷洋一様

網走市議会議長 井戸達也様

網走市教育長 岩永雅浩様

網走市監査委員 藤原誉康

網走市監査委員 平賀貴幸

定期監査（学校）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 4 年度に実施した定期監査（学校）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和4年度

定期監査結果報告書
(学校監査)

網走市監査委員

令和4年度 定期監査（学校）結果報告

1. 監査の対象

◎教育委員会

○学校関係 網走小学校、中央小学校、東小学校、第二中学校

2. 監査の期間

令和4年11月8日から令和5年1月20日まで

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 平賀 貴 幸

4. 監査の対象年度等

令和3年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、令和2年度以前の実績等も参考とした。

5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

6. 監査の方法

監査にあたっては、学校教育課を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部の学校に対して監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

1. 注意事項 1件